

別紙仕様書 市立野洲地域医療センター 病院ホームページ更新業務一式

1. 業務名

市立野洲地域医療センター 病院ホームページ更新業務一式

2. 業務目的

市立野洲地域医療センターの新病院開院に伴い、現行のホームページの構成や掲載情報を整理したうえで、新病院にあわせた情報やページ構成を見直し、利用者にとってわかりやすいホームページを構築することを目的とする。

3. 業務期間

契約日 から 令和9年(2027年)3月31日 まで

※なお、新病院開院は令和9年(2027年)3月1日を予定しており、それに向けて下記スケジュールで業務を進めること。

- ・ 令和8年(2026年)9月上旬 デザインについて当院幹部職員等による協議(複数案の提示)
- ・ 令和8年(2026年)12月下旬～令和9年(2027年)1月上旬 当院幹部職員等による最終確認の実施
- ・ 令和9年(2027年)1月下旬～令和9年(2027年)2月上旬 完成
- ・ 令和9年(2027年)2月上旬～令和9年(2027年)2月下旬 新病院ホームページ公開(予定)

4. 業務内容

(1) ホームページ全体の見直し

下記の現行ホームページの構成や掲載情報を整理したうえで、新病院にあわせた情報やページ構成を見直しデザイン・ページ構成・システムを全体的に見直すこと。

(対象サイト : <https://www.yasu-hp.jp/>)

なお、レンタルサーバーは請負者にて調達準備すること。なお、ホームページのドメイン名は変更なく継続利用することを想定している。

※今後、新たなドメイン名とした場合、既設ドメイン名は引き続きメールサーバー用として利用継続することを想定している。

(2) 掲載内容の更新

新病院の開院に伴い、各ページについて掲載内容を見直し、発注者が提供する原稿・写真・資料をもとに、新病院

の内容へ変更・反映すること。変更対象には、以下を含む。

トップページ、ご挨拶、病院概要、診療案内、外来・入院案内、各診療科、各センター、アクセス、採用情報(求人情報)、各種お知らせ、その他固定ページ

(3) 固定ページのリニューアル

固定ページについて、デザイン調整及び内容更新を実施すること。なお、対象とするページ数は 50 ページ程度とする。なお、既存ページの構成を踏まえつつ、新病院に適した構成へ見直すものとする。

(4) CMS

現行ホームページの CMS は WordPress を利用しているが、WordPress 以外の新たな CMS で構築することも可とする。なお、CMS 管理画面では少なくとも以下を管理できること。

お知らせ、固定ページ、PDF 掲載、画像その他メディアファイルの管理

(5) データ移行

現行ホームページの必要なページ・画像・PDF 等について、新ホームページへ移行すること。また、不要となるページについては、発注者と協議のうえ整理すること。

5. デザインについて

- ・ スマートフォン・タブレット・PC に対応したレスポンシブデザインとすること。
- ・ 視認性・操作性、アクセシビリティを確保すること。
- ・ デザイン(色調)の案について、令和 8 年(2026 年)10 月上旬をめどに、複数案を当院幹部職員等で検討できるように、準備提案を行うこと。
- ・ ホームページのデザインと統一した病院案内 および 看護職員募集パンフレットを本業務の請負者と別途契約する予定であるため、留意すること。
- ・ 基本的な SEO 対策を実施すること。
- ・ ページ表示速度に配慮すること。
- ・ 将来的な情報追加に対応できる構成とすること。

7. 保守性

- ・ ホームページのレンタルサーバーは外部からの攻撃を想定したセキュリティ対策を構成し、プラグインのアップデート等はアップデート公開後一週間前後を目処に実施できること。
- ・ 管理画面へのアクセスには IP アドレス制限を設定できること。
- ・ CMS については、専門知識がなくても病院職員が更新可能な操作性を有すること。
- ・ CMS の利用アカウントが複数作成でき、利用権限も設定できること。

8. 納品物

・ ホームページ一式、CMS一式、アカウント情報一式、管理者操作説明書 その他当院が指示するものを納品すること。電子媒体各 1 部を納品すること。

9. 検収

受注者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入された成果物の検査を速やかに行い、その結果不備が認められた場合、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

(1) 再委託

受注者は、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して受注者内で完結できること。原則として第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本院の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受注者が全責任を負うこと。

(2) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知りえた秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同等とする。

(3) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次の定めるところによる。

（ア）本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は受注者に帰属するものとする。ただし、本院はあらかじめ、受注者の許諾を得た場合には、業務の成果品等を元に翻案して、二次著作物を制作し、譲渡、貸与等を行うことができる。

（イ）業務の成果品等に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受注者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

（ウ）受注者は、本院に対し、著作権人格権を行使しないものとする。